

# SOFTIC

## NEWS

～事務局だより～

### 財団法人 ソフトウェア情報センター

目 次	次
1. SOFTIC設立15周年記念特集…………… 1	3. ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー 2001表彰……………20
・ごあいさつ…………… 1	4. 出版のお知らせ……………21
・ご祝辞…………… 2	5. 海外往来状況……………22
・この5年間の歩み…………… 4	6. トピックス……………22
・5年間の振り返って…………… 6	7. 寄稿「SOFTIC15周年を迎えて」……………24
・資料……………13	
2. 第10回SOFTIC国際シンポジウム開催報告……………19	

#### ごあいさつ



財団法人ソフトウェア情報センター  
理事長 安西 邦夫

明けましておめでとうございます。皆様お揃いでご健勝の中、2002年をお迎えになられまして心からお慶びを申し上げます。

当財団は、昭和61年（1986年）12月17日に設立され、昨年の12月で設立15周年を迎えました。これまで皆様方から当財団に寄せられましたご支援ご協力に改めて深く感謝申し上げる次第でございます。

この財団の躍進に大きな貢献をされました前理事長の平岩外四氏の後任として、私が当財団の理事長に就任いたしましたのは、2年半前の平成11年6月のことですが、その後のITを巡る世界の動きや変化は、それ以前と比べましても、想像以上に大きく、急速なものでございました。

この急激な動きや変化に対応いたしまして、当財団は、関係機関、学界、関係企業等、関係者の皆様方からご指導ご鞭撻をいただきながら、ソフトウェアの法的保護に関する調査研究、ソフトウェアプロダクトの流通促進、プログラム著作物の登録事務等の事業を展開し、健全なIT社会の実現に向けて努力してまいりました。特に、平成9年7月にはソフトウェア特許情報センターを附属機関として設置し、特許庁が構築するコンピュータソフトウェアデータベース（CSDB）構築のための電子化情報を

作成する事業を開始いたしました。また、同時期に開始しましたソフトウェア・エスクロウ・エージェント業務につきましても、普及に努めた結果、引受件数が徐々に増加してきております。

優良なソフトウェアを表彰するソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤーも13回を数え、また、恒例となりました国際シンポジウムの開催も10回を数えるなど、それぞれ着実に実施してまいりました。

調査研究に関しましては、ITの著しい発展や普及に伴いまして、新しいテーマが現れてまいりました。例えば、一時大きなブームとなりましたビジネスモデル特許につきましては、当財団でも調査研究の成果を出版いたしましたが、今後、関連する特許の審査や実施が本格化するものと思われます。また、国境を越えてインターネットが普及しネットワークを活用したビジネスが本格化するにつれ、ドメインネームの問題、契約や認証の問題、適用する法律や裁判管轄の問題等が顕在化してきております。こうしたITの発展・普及に伴う制度や紛争解決のあり方につきましても、重要な課題として取り組んできたところでございます。

プログラム著作物の登録事務につきましては、近年の景気悪化の影響によるものと思われませんが、申請件数がこここのところ減少傾向にあります。皆様方が登録制度の重要性を十分認識され、積極的に制度を活用されますことを改めてお願い申し上げます。

当財団は、今後ともIT社会に適したソフトウェア関連の法制度の在り方や関連する諸問題を積極的に取り上げて、事業を展開してまいりたいと考えております。どうか引き続き皆様方からの暖かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。財団設立15周年のご挨拶とさせていただきます。

## 財団法人ソフトウェア情報センター15周年祝辞



経済産業省商務情報政策局  
情報処理振興課

課長 木村 雅昭

財団法人ソフトウェア情報センターの設立15周年に際し、一言お祝いを申し上げます。

15年前と言えば、インターネットも商用化されておらず、コンピュータも限られた業務の中でしか活用されていない状況でありました。また、ソフトウェアの大半は受託開発で、効果的なパッケージの活用が話題になり始めたのも比較的最近のことです。

このような中で、SOFTiCは、ソフトウェアプロダクトの開発・流通・利用をいかに促進するか、また、ソフトウェアに関する知的財産の適切な保護等法的な環境整備をいかに進めるかなどの課題に精力的に取り組んでこられ、その成果は多くの立法措置などへ反映しています。また、セミナーや国際シンポジウムの開催等を通じて、内外の関係者に広く還元され、国際的にも高い評価を得ておられます。

また、さらにソフトウェア・エスクロウ事業の開始、仲裁機関業務の検討など、利用者や提供者が安心して利用できる環境提供に向け、新たな取り組みにも挑戦してこられました。こうした活動に対し深く敬意を表するところ です。

15年が経過した今日、インターネットやPC、i-mode携帯電話などが急速に普及し、ITの活用は、産業分野から教育・医療等公共分野、個人の生活にまで幅広く浸透いたしました。こうした様変わりを受けて、経済社会システム全体がますますソフトウェアに依存する時代が到来しようとしています。

今後ITの活用局面が増大する中で、法的な問題も一層顕在化すると思われます。例えば、国際シンポジウムのテーマとして取り上げられたISPの問題や特許権の共同直接侵害のケースにおける国際裁判管轄の問題などは、その好例であり、従来からSOFTiCで議論されてきた知的財産権の適正な保護と利用のバランス、相互運用性の確保の発展・応用的な課題と言えます。

法律は、その時々利用形態や技術の変化によって柔軟に解釈すべきであり、また、実態に合わせて見直していくべきものです。特にソフトウェアは今後のIT社会の

インフラとなり、国境を超えて自由に流通するボーダレスな性格を有していることから、これに関するルールは国際的な視点での検討が必要となっております。

SOFTiCにおかれましては、こうした課題に対して国際シンポジウムの開催や調査研究事業を継続していただき、蓄積された知見や成果を私どもの施策に提言していただくことを期待しております。

また、優れたソフトウェアを表彰することによって流通市場の活性化を図る目的で続けられている「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー」、プログラム著作物に係る登録事務などを着実に遂行されており、その多彩な活動はますますソフトウェア依存社会の基盤として重要になってまいりましょう。

豊かなIT社会の実現にはソフトウェアの円滑な流通が不可欠であり、SOFTiCにおける法律関連の諸事業やITの流通促進事業は今後の時代を読み解く大きな鍵となるでしょう。

SOFTiCが引き続きご活躍されることを期待申し上げます。

## 財団法人ソフトウェア情報センター15周年祝辞



文化庁長官官房著作権課

課長 岡本 薫

財団法人ソフトウェア情報センターの設立15周年に当たり、心よりお慶び申し上げます。

貴センターは、昭和61年12月に設立されて以来、ソフトウェアの法的保護の充実のため、これまでに10回を数える国際シンポジウムの開催や広範なテーマについて多彩な人材によって行われる「権利保護に関する調査研究」、各種セミナーの開催など、幅広い活動をされてきました。また、プログラムの著作物の登録に関しましても、文化庁長官が指定する指定登録機関として適切に事務を遂行されており、ソフトウェアの権利保護に大きく貢献していただいております。文化庁といたしましても、貴センターのこれまでの活動に深く敬意を表するとともに心から感謝を申し上げます。

現在、デジタル化・ネットワーク化を中心とする情報技術の急速な進展によって、インターネットを通じた著作物の利用や衛星を用いた放送の拡大など著作権に関わる社会環境も大きく変わりつつあります。このような環

境の変化に対応して、コンピュータ・プログラムの権利を擁護し、充実させていくことなど、著作権制度を整備することは文化的・経済的発展に不可欠なものとなっております。

これまで文化庁では、技術革新に対応した国内外における議論を踏まえ、著作権法の改正、あるいは新たな条約への参加など、時代の変化に即した著作権制度の改善に努めてまいりました。

例えば、一昨年著作権審議会よりご報告いただきました、いわゆる「インターネット・サービスプロバイダー」の法的責任に関しては著作権関係者の関心も相当なもののごございましたが、その内容が盛り込まれた、いわゆる「プロバイダー法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）」が昨年11月22日に可決・成立致しました。この法律の成立により、インターネット上での著作権侵害への対応について、相当な効果があるものと期待しております。

また、昨年12月10日には、著作権分科会から、①著作権法制に関する基本的課題、②権利制限の見直しに関する基本的な視点、③放送事業者等の権利に関する課題、④関係条約の検討への国際的課題と締結の促進などを内容とする「審議経過の概要」が公表されましたが、文化庁としては、著作権分科会での議論を受けて、放送事業者等に「送信可能化権」を付与するとともに、「実演及びレコードに関する世界知的所有権条約（仮称）」を批准するための著作権法の改正法案を、次期通常国会に提出すべく、準備を進めたいと考えております。

貴センターにおかれましても、このような時代の流れを踏まえ、ソフトウェアの法的保護の充実資するため様々な事業の充実に努められることを期待しております。

最後に、貴センターのますますのご活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

## 財団法人ソフトウェア情報センター15周年祝辞



特許庁電子情報管理室  
室長 川上 益喜

設立15周年おめでとうございます。

昭和61年の設立当時、ソフトウェアはまだ一般の人には馴染みのない専門家の道具だったと思いますが、いま

では仕事や日常生活に不可欠のツールになっています。さらに、今日の「知恵の時代」においては、さまざまなアイデアや情報を創造に導く重要なインフラの一つともなっています。これまでのソフトウェアの飛躍的な発展を設立当初に予想されたかどうかは存じませんが、当時の関係者の方々が新たな時代を見据えた英断をされ、財団を設立されたことに敬意を表するばかりです。

SOFTiCの最近の5年間に目を向けると特許との関係が急激に高まった時期だったのではないのでしょうか。電子マネーなどの特許の成立を契機に従来「特許の世界」とは縁の薄い分野にまで発明のすそ野が拡大し、マルチメディアの発達と機を一にしてさまざまなビジネスと結びついた発明も数多く生み出されるようになりました。

他方、審査の現場でも従来の技術の枠を越えた分野の出願に対応するためのサーチツールの充実が喫緊の課題となっております。このとき、ソフトウェアに関する長年の実績と傘下に多数のソフトウェア関連企業を有するSOFTiCのご支援を受け、関係者の方々の熱意とご尽力により、平成9年7月にソフトウェア特許情報センターが設置され、ソフトウェアに関するデータベースの作成を開始したことは皆様ご承知のとおりです。その後、精力的に文献の解析とデータ作成を行っていただいた結果、今年度末には15万件を越える大規模なデータベースになろうとしております。

ソフトウェア分野の審査においては非特許文献の引用率が高く、特にビジネス特許の分野では、その引用率は通常分野の4倍近くに達していますので、上記データベースが今日の特許庁の充実した審査にいかにかに寄与しているかをご理解いただけたと思います。

また、その有用性が故に特許の出願人・企業の方からもデータベースの利用に対する要望が多く寄せられておりますが、著作権に対しても注意深い配慮が必要なことから、どのような形で公開できるかについて有識者のご意見をお伺いしつつ現在検討を進めているところです。

ソフトウェアを活用した創造活動は、知恵の時代を迎えますますます活性化し、平成12年末の審査基準の改訂によりコンピュータプログラムがより適正に保護されるようになったことと相まって、今後更なる発展が予想されます。その審査のインフラとなるデータベースの作成にあたっては貴財団のご尽力に大きく依存しているところですので、今後とも大きなご支援を賜ることをなろうかと思っております。

この機会をかりて、貴財団のこれまでの貢献に改めて感謝するとともに、あわせて15周年のお祝いと、今後のご発展をお祈り申し上げます。

## SOFTiC設立15周年を迎えて

東京電力株式会社相談役  
財団法人ソフトウェア情報センター前理事長  
平岩 外四

SOFTiCが昨年12月に設立15周年を迎えられましたことに心からお慶びを申し上げます。私が理事長を務めておりました当時、財団事業の大きな節目となる設立10周年の催しを行いましたのがつい先日のように思い出されます。

今から15年前と申しますと、当時の社会はITに対する関心は現在のように高くはなく、その中でSOFTiCの活動は世の中の一步先を行くものでありました。

その後ITを巡る世界の動きは急速に速まり、社会は大きく変化しました。こうした変化に対応して、SOFTiCは安西邦夫理事長の下で多くの業務を進めておられます。現在は、ソフトウェアの法的保護の調査研究、ソフトウェアプロダクトの流通促進、プログラム著作物の登録事務等の事業を展開することによって、健全なIT社会の実現に向けてたゆまぬ努力を続けておられます。また、平成9年にソフトウェア特許情報センターが設置され、特許庁が構築するコンピュータソフトウェアデータベース構築のための電子化情報の作成事業が開始されましたが、その後順調に事業が行われておりますことは特筆すべきことと思います。ご尽力された関係者の皆様に敬意と感謝を表したいと存じます。また、同じ時期に始まりましたソフトウェア・エスクロウ・エージェント事業も順調に進み、引受け件数が増加していると伺っております。

ソフトウェアの表彰制度でありますソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤーでは、時代にマッチした優れたソフトウェアが毎年表彰されておりますが、この制度が励みとなって、より一層優れたソフトウェアが開発されますことを期待しております。また、恒例となりました国際シンポジウムが引き続き着実に開催され、世界的に高い評価を得ておりますことは誇るべきことであります。

調査研究の分野では、ITの普及発展に伴って、新しい問題が次々と出ておりますが、こうした課題に積極的に取り組んでおられます。また、SOFTiC設立の契機となりましたプログラム著作物の登録事務も着実に実施されておりますことは喜ばしい限りであります。

SOFTiCがIT社会に適したソフトウェア関連の法制度の整備や諸問題の解決に先駆的に取り組み、積極的な事業展開を図られますことを期待致します。今後とも、

皆様方のご支援ご協力をお願い申し上げますとともに、ますますのご活躍をお祈りしまして、SOFTiC設立15周年のお祝いの言葉とさせていただきます。

## この5年間の歩み

財団法人ソフトウェア情報センター  
専務理事 則近 憲佑

1986年（昭和61年）12月17日に設立された我が財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTiC）は、1996年（平成8年）12月17日に設立10周年記念パーティーを祝い、小冊子「SOFTiC設立10周年記念」を刊行しSOFTiCの10年間の歩みを記録に留めました。そして昨年末の2001年（平成13年）12月17日には、無事に設立15周年を迎えることができました。これもひとえに皆様からの終始変わらぬご支援とご協力の賜物と厚く御礼申し上げます。越年はしましたが、この2002年（平成14年）1月24日にささやかな15周年記念懇親会を開催し、皆様方に謝意を表するとともに、この5年間のSOFTiCの歩みを整理し記録に留めたSOFTiC NEWS（No. 31）を「SOFTiC設立15周年記念特集号」としてお届けすることにしました。

さて、この5年間のSOFTiCの歩みを振り返りますと、いろいろの思い出が走馬灯のように去来し、限られた紙数では到底整理し尽くすことができませんが、SOFTiCの使命と発展にとって特に重要であると思われる事柄に焦点を合わせて整理してみたいと思います。

## ① CSDB事業開始、ソフトウェア特許情報センター設置

ソフトウェア関連発明にも特許を付与する傾向が急速に進展し、特に1997年（平成9年）4月から特許庁の審査運用指針が改定され、「プログラムを記録した記録媒体」も特許対象になり、進歩性・新規性の審査においてはソフトウェア（プログラム）自体の従来例を先行技術として調査しなければならなくなりました。その後、2000年（平成12年）12月には、「媒体に記録されていないコンピュータ・プログラム」も「物の発明」として特許対象になることになりました。そのため、特許庁では世界に先き駆けて、コンピュータソフトウェアマニュアル、単行本、技術雑誌、学会論文誌等の非特許文献を収録するコンピュータソフトウェアデータベース（CSDB）を構築することとし、そのための文献収集、CSタム付与、抄録作成等の電子化情報作成の事業をSOFTiCが受託することになりました。この事業を遂行するために寄附行為を変更し、CSDB事業の性格や規模を考慮しSOFTiC内

に独立の付属機関として「ソフトウェア特許情報センター」を1997年（平成9年）7月1日設置し、林常務理事・センター長と古寺次長を中心に主要コンピュータメーカーのご協力により出向者として主席部員数名を迎えて事業を開始しました。これは、設立以来の10年間は著作権分野を中心に活動してきたSOFTiCにとっては本格的な特許分野への進出の第一歩となり事業規模が画期的に拡大しました。ところが、CSDB事業の受け入れ、事業の立ち上げで最も大変なこの時期に大黒柱であった藤森常務理事・事務局長が（財）データベース振興センターの専務理事に突然ご栄転されるという思い掛けない出来事もありました。「後任者ナシ」の1年間は、私が事務局長を兼務し何が何やらわからないままに追い捲られ、多くの関係者の方々にご迷惑をお掛けしましたが、特に超多忙な藤森さんに毎週金曜日には必ずSOFTiC事務局に顔を出して頂くなど格別のご支援を賜って、何とかCSDB事業立ち上げ期の急場を凌ぐことができました。

初代センター長の林常務理事の獅子奮迅のご活躍もあってCSDB事業はお陰様で順調な発展を遂げ、その後新たにゲームソフトやビジネスモデル特許関係の従来事例に関する先行文献の収集・加工も含め、今や累積データ件数が15万件に及ぶ世界中に類を見ないソフトウェア関連文献に関するデジタル・アーカイブを形成しております。SOFTiCとしては、これらの貴重な情報が、日本特許庁内部の審査資料に留められることなく広く一般に公表され誰でもネットワークを通じて利用できるようになること、日本語文献・日本語データに留まることなく英語文献・英語データにも広げて世界中の人が利用可能なものになること等を願っていますが、そのためには著作権処理等の解決すべき問題が残されています。（財）日本テクノマートにご栄転された林センター長の後任として、2001年（平成13年）7月から主代常務理事が二代目のセンター長に着任され、CSDB事業は安定成長期に入りつつあります。

## ② エスクロウ・サービス開始

事業規模としては上記のCSDB事業とは比較になりませんが、同じ1997年（平成9年）7月1日には、ソフトウェア・エスクロウ・エージェント業務の新事業も開始しました。ソフトウェアのライセンサー（提供者）が倒産したり、合併したり、地震・テロ等の天災地変に遭ってライセンサーからの情報提供が途絶えると、ライセンサーは事業の継続ができなくなることが予想されます。欧米諸国には、このような場合に備えてソフトウェア・エスクロウという制度（サービス）があります。ライセンサーがソースコードや技術情報を信頼のおける第三者

（エスクロウ・エージェント）に預託しておき、万が一ライセンサーに事故があったときは、エイジェントは予め定められた開示条件の下で、当該預託物をライセンサーに開示することにより、ライセンサーを保護する制度です。わが国にはこのような制度がないために、わざわざ海外のエスクロウ・エージェントに出向いて預託しているケースもあります。

SOFTiCではエスクロウ委員会（委員長：小川弁護士・SOFTiC特別研究員）において現地調査を含め数年間をかけて調査研究を重ね、日本法の下でもエスクロウ・エージェント・サービスが可能であることを確認した上で、エイジェント業務を開始しました。ソフトウェア・ライセンス等のソフトウェア取引が重要性を増していますが、その取引インフラの整備に寄与する地味ではあるがユニークな事業として着実に発展し、最近では年間約10件の新規契約を頂いています。

## ③ 理事長交代等の重要人事

1998年（平成10年）6月の理事会・評議員会で、待望の藤森さんの後任として上金常務理事・事務局長を迎え、私の事務局長併任が解かれようやく一息つくことができました。

1999年（平成11年）6月の理事会・評議員会で、創立以来永年にわたり、SOFTiCの躍進に多大の貢献をされた平岩外四理事長（東京電力（株）相談役）が退任され、後任に安西邦夫理事長（東京ガス（株）代表取締役会長）を迎えました。

## ④ プログラム著作物登録に新しい傾向が現れる

プログラム著作物登録制度に独自なものとして「創作年月日の登録」があり登録の実績が少ないとはいえ年間数百件の登録があります。この5年間の年間登録件数は景気の後退もあってか徐々に減少し、最近では年間300件台に減少しております。ところが、プログラム著作物の譲渡や質権設定に関する「著作権の登録」は過去の10年間は年間50件以下でありましたが、最近では年間100件近くに増え、2000年度（平成12年度）には年間128件の登録がありました。これは、プログラムの資産価値が増大し、融資等の担保として利用されることが増えたからであると思われます。

## ⑤ ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー第10回を越える

1998年（平成10年）はソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー表彰の第10回目に当たり、記念講演会を行ったところ開発担当者の苦心談が好評であったので、以後の表彰式に踏襲されております。過去14回の累計で、合計74社（者）、68件の表彰を行い、最も伝統のある優秀

ソフトウェア表彰制度のひとつとして高い評価を得ております。

#### ⑥ 国際シンポジウムを毎年開催し、第10回を迎える

アジア諸国を含めITの急速な発展に対応するには従来のような隔年開催の国際シンポジウムでは追いつかなくなってきましたので、1996年（平成8年）12月、アジア諸国を対象としたアジア・ラウンド・テーブルを開催したのを契機に、毎年開催することとし、奇数年は従来通りアメリカ・ヨーロッパも対象とする国際シンポジウムを継続し、偶数年はアジア諸国を対象とする国際シンポジウムを開催することとして、2001年（平成13年）11月、第10回国際シンポジウムを迎えることができました。

#### ⑦ 情報財取引の基本法（UCC 2 B→UCITA等）に係わる調査

電子化された情報財のネットワーク取引が驚くべき勢いで社会の隅々にまで浸透し、新しい契約規範の検討が米国を中心に進んでおりますが、その検討に1997年（平成9年）以来いち早く取組み、民・商法等の契約法一般に調査・研究の対象を広げてきております。

#### ⑧ グローバル・ネットワークにおける権利侵害・権利行使への取組み・出版

グローバル・ネットワーク環境下における権利行使上の問題点については、1995年の国際シンポジウムにおいて既に触れておりますが、その後も継続的に国際シンポジウムで取上げ、特に1999年（平成11年）の第8回国際シンポジウムでの「ビジネスモデル特許仮想事例」検討を踏まえてモデレーターの三木茂弁護士が集大成された「ビジネス方法特許と権利行使」（日本評論社）を刊行しました。

#### ⑨ ビジネスモデル特許の調査と出版

1999年（平成12年）から2001年（平成13年）までの足掛け3年間にわたりビジネスモデル特許調査委員会（委員長：谷弁理士）において日米ビジネスモデル特許調査を現地調査を含めて行い、その結果を、2000年に「日米ビジネスモデル特許272」、2001年に「続・日米ビジネスモデル特許160」（日刊工業新聞社）として刊行しました。

#### ⑩ ソフトウェア紛争仲裁の調査

司法改革の一環として裁判外紛争解決（ADR）に対する期待が高まっておりますが、ソフトウェアを巡る権利侵害・契約違反等の紛争解決の手段としてADRが有効であることは、IBM v.富士通の米国AAA仲裁事件の例を見ても明らかであります。ADRに関する基本的な調査を踏まえ、SOFTICがソフトウェア紛争に関する仲裁機関になることを想定した規程類の検討・パネリストの選定・フィージビリティ・スタディ等を開始しております。

## 5年間を振り返って

SOFTIC設立15周年を記念して、特に最近5年間の新しい活動（コンピュータソフトウェアデータベース、ソフトウェア・エスクロウ、ビジネスモデル特許等）に関連しました皆様方に回顧や感想をお願いしました。（敬称略、五十音順）

### CSDBの将来

早稲田大学

教授 相澤 英孝

SOFTIC（ソフトウェア情報センター）では、幾つかの委員会に参加させていただき、シンポジウムではモデレータを何回か務めさせていただいた。私のSOFTICとの関わりは研究活動を中心とするものであるが、SOFTICの業務の柱はコンピュータ・プログラムの登録とCSDB（コンピュータ・ソフトウェア・データベース）にある。CSDBは、特許庁におけるコンピュータ・ソフトウェアの発明の審査のための非特許文献のデータベースである。設立のころから、このデータベースの構築を検討する委員会の委員長をさせていただいているので、若干の感想を述べたい。

20世紀後半のコンピュータ技術の発展は著しいものがある。特許要件についての審査をするためには、その基礎となる資料が必要である。先行する特許の明細書は審査のための重要な資料となるが、その蓄積には時間を要することになる。しかしながら、急速な技術の発展を遂げている分野においては、先行する特許の明細書だけでは、十分な審査ができないことになる（コンピュータ・ソフトウェアの発明について、アメリカ合衆国特許商標庁が消極的な姿勢を取っていた理由の一つはそこにあった）。

特許庁は、コンピュータ・ソフトウェアの保護を徐々に広げるという運用をしたきたが、近年における技術の発展は著しいものがあり、審査のための特許の明細書以外の情報の蓄積が強く必要とされるようになった。また、出願件数の順調な増加と特別会計により、審査のための投資をする環境も整うところとなった。そこで、CSDBを構築することとなったのである。

CSDBに蓄積されている情報には、企業のマニュアルなどと雑誌などの出版物が含まれている。CSDBを構築する当初、企業からのマニュアルなどの寄贈を受け、デー

データベースを充実することが企画されたが、ごく一部の企業から寄贈を得られたのみであったため、予算上の制約からデータベースの充実は遅れることとなった。最近では、ビジネス方法関連の出願が増えてきたため、金融などの分野の出版物などの蓄積も始められている。

審査官によるCSDBの利用は増えているとのことである。コンピュータ・ソフトウェアの技術的發展に則した審査情報の提供という面からCSDBは一定の役割を果たしているといえよう。これからは、CSDBに蓄積されている情報をどのようにして社会に提供していくかという問題を考えていかなければならない。CSDBは特許庁の審査用の資料のために、特許庁で用いられるデータベースとして作成されたため、その作成過程では著作者の許諾を得る必要はなかった。このデータベースそのものを公開するためには著作者の許諾が必要となる。この許諾を得るための手数料もさることながら、データベースの公開には多くの企業が消極的であるようである。そこで、著作権法上認められる範囲での公開についての検討が行われているが、特許法の適切な運用のためには、技術情報の共有ということが重要であり、著作権法の規定の見直しも検討すべきである。

## 鳥は木にとまる!?

日本貿易保険  
理事長 荒井 寿光  
(元特許庁長官)

1996年7月、特許庁長官に就任し、有馬明人元東大総長に座長をお願いして、「21世紀の知的財産権を考える懇談会」がスタートした。情報化と国際化をキーワードとして、検討が進められた。当時、シティ・バンクの出願した電子マネーに特許を認めるべきかマスコミでも議論されていたが、懇談会でもソフトウェアの特許保護は必然的な方向だと意見がまとまり、「知的財産権を広く保護する」ことが提言の第一項目となった。

日米欧の3極特許庁長官会合でも、ソフトウェアの保護とその先行技術調査をどのようにするか議論がなされた。清水啓助特許技監(現慶応大教授)は、情報技術についても大変に識見があり、ユーザーの意向や米国の動きを的確に把握しておられ、ソフトウェアの保護を広げることとなった。どこまで広げるか検討する際、思い切って、ソフトウェアそのものを特許の対象にしたらどうかと私から提案したところ、情熱的に本件を進めていた結

田純次審査基準室長(現特許審査第一部長)からは、「飛んでいる鳥(ソフト)は必ず木(記録媒体)にとまらなす」と味のある説明があった。これに対し、「渡り鳥はどこにとまるのか」「魚はどこで休むのか」と聞いたが、まずは記録媒体に記録されているところまで拡大するだけでも画期的だと説得され、「プログラムを記録した記録媒体」まで特許対象を拡大することとなり、審査の運用方針が改訂された。

審査基準の改定に合わせコンピュータソフトウェア・データベース(CSDB)を構築することが、何より大事ということになり、急遽、平成9年度予算で2億円余りを手当し、「ソフトウェア特許情報センター」を作ることになった。新しく財団法人を作るより、既存の機関に付置した方が、早くスタートできるし、ユーザーにとっても便利だと判断し、SOFTiCをお願いすることになった。円満に受け入れていただいた関係者に感謝している。

その後、ビジネス・モデル特許ブームや、ソフトウェアそれ自体が特許の対象になるよう審査基準も改正されたことからCSDBも年毎に充実し、ソフトウェア特許情報センターが順調に発展していると聞いて喜んでいる。益々のご発展をお祈りします。

## 具体的事例こそSOFTiCの命

弁理士 牛久 健司

SOFTiC以外のさまざまなセミナーやシンポジウムに参加して思うことは、抽象的または概念的な話が多いということである。印象に残らないから会場を出ると忘れてしまう。最近ではOHPやパワー・ポイントで投影したスライドを利用して説明する人が増加した。スライドには多くの文章を書けないので、いきおい、要点のみの箇条書き、または抽象化した図が写し出される。そのときは理解し得ても、まもなく忘却のかたに、ということになる。私もスライドを用いることが多い。スライドを作成するには労力を必要とするが、細かい点に言及する必要がなく、情緒的であるから、いとも簡単に講演に臨める。しかし、後日、論文を書くときにスライドを見直しても、論理が構築できず、文章が進まない。

ずいぶん昔であったと感じるが、「第4回コンピュータ・ソフトウェアの法的保護に関する国際シンポジウム」(SOFTiCシンポジウム93)の「第1セッション：コンピュータ・ソフトウェアと特許法」のために、当時のソフトウェア関連発明の特許に関する調査研究委員会の委

員の皆様と2つの例題(「クイックソート方法およびその応用」(請求項1~6、「店頭に陳列された商品の数量を管理するためのシステム」請求項1~3))を作成した。これらの例題の特許性についてシンポジウムで議論された。米国の判断の大雑把さ、欧州の判断の保守性、日本の判断の律儀さが妙に記憶に残っている。

柳の下に2匹目のドジョウがいたのか、「第8回SOFTIC国際シンポジウム」(1999年)の第三セッション(「電子商取引と特許問題—保護範囲に関する事例研究」)のための仮想事例をワーキンググループの皆様と作成することになった。特許請求の範囲を含む特許明細書と、特許侵害の有無が問題となる対象イ号システムの両方を想定する必要がある。直接侵害、共同侵害、間接侵害、クロスボーダー問題、均等論、特許性等と「てんこ盛り」の議論を巻き起こそうというのであるから、請求項の文言を含めて細かい点まで気を配らなければならない。

昨今のコンピュータ技術の進展はきわめて速い。特許問題の仮想事例で最も基本的なことは、そのときの参加者の技術水準にほぼマッチした技術レベルの例題を提示できるかどうかということである。参加者に「なるほど」と思わせなければならない。人間のふるまいは太古の昔からあまり変化していないと思われるが、発明は新しいものでなければならないという宿命を背負っている。特に、特許権侵害の議論においては、従来技術と比較した発明の評価も重要なファクターとなるから、尚更である。

幸運にも、ワーキンググループの皆様の知恵をお借りして作成した仮想事例は具体的で活発な議論を引出すことができた。とりわけ、日本における間接侵害の規定(特許法第101条)の硬直性を浮かび上がらせることができたのではないと思う。それが、来たるべき特許法の望ましい改正に結びつくことを祈っている。

また、弁護士三木茂氏とSOFTICの皆様のご尽力により「ビジネス方法特許と権利行使—仮想事例による日米欧の理論と実際」(日本評論社)という本の出版に結実したことは、望外の喜びという以外に表現できない。この時代にSOFTICとともに生きていることに感謝しつつ、あくまでも具体的事例にこだわっていきたい。

## ソフトウェア・エスクロウ

弁護士 小川 憲久  
(SOFTIC特別研究員)

「小川さん、こんなもの知っていますか? 私は、日

本にも絶対に必要な制度だと思っているのだが、研究してみてくださいませんか。」石原顧問から英文のペーパーを渡されたのは平成4年のことでした。それはソフトウェア・エスクロウについての論文でした。当時は、日本でソフトウェア・エスクロウについて言及された論文は皆無に近いものでした。私も米国での不動産取引でエスクロウを利用したことはありましたが、ソフトウェア・エスクロウという言葉自体知りませんでした。渡された論文を見ると、確かにソフトウェアのライセンス取引においてライセンシーの立場を確保するためにはエスクロウは優れた制度であるということがわかりました。また、米国連邦破産法においてライセンシーの立場を維持するための改正がなされていることもわかりましたが、このような改正に対応していないわが国の破産法の下でソフトウェア・エスクロウが成り立ちうるのかとの疑問も生じました。果たして日本でソフトウェア・エスクロウは可能か、可能であればどのような形態が考えられるのか。この基本的な問題点の整理から始めることとして、第1回のエスクロウ委員会が開かれたのは平成5年11月でした。

エスクロウ委員会では、エスクロウの基本的仕組み、倉庫寄託契約、信託契約、破産法における管財人の第三者性、双方未履行の双務契約の解除、米国連邦破産法365条n項の意味、海外エスクロウ・エージェントの契約書調査、等を順次検討し、米国、英国、フランス、オランダのエスクロウ・エージェントを訪問して実態を調査し、わが国においてもソフトウェア・エスクロウは可能であり、ライセンサーの倒産等に対しても十分に対応できるものと結論しました。また、二次的に、エスクロウはソフトウェア担保における対象ソフトウェアの現実的把握に利用できることもわかりました。そして、できる限りユーザにもエージェントにも負担の軽い制度として早期に立ち上げることを目標に、標準的なソフトウェア・エスクロウ契約書を検討し、平成9年7月1日にわが国最初のソフトウェア・エスクロウ業務をSOFTICが開始しました。

最初の年のエスクロウ契約は1件にすぎませんでした。しかしソフトウェア・エスクロウという言葉が徐々に認知されるとともに契約も増加し、現在までの累計で契約数は28件、継続中のものは21件となっています。そして、標準的なエスクロウ契約ではまかなえず、特約の追加や条項の変更が必要な事案が増えつつあり、標準契約の改定が必要な時期が迫っているものと思われます。他方、ソフトウェア・エスクロウを更に軽いものとする事により広範囲の目的に利用する事も考えられます。ソフト

ウェアのライセンス契約にはソフトウェア・エスクロウを利用することが当然、という取引慣行はなかなか成立しないでしょうが、石原顧問の言われるとおり間違いなく必要な制度です。地道に啓蒙を続けましょう。SOFTiC 20周年に向けた目標はデポジット数100件です。

## この5年間

東京工業大学  
助教授 金子 宏直

SOFTiCの創立15周年のお祝いを申し上げます。最近5年間に各種委員会に参加させて頂きましたうち2つの仕事について振り返りたいと思います。

現在のSOFTiCの業務の一つでありますソフトウェア・エスクロウの立ち上げに先立ち、1996年10月末にオランダ、英国、フランスへ小川憲久委員長の実態調査に同行させて頂きました。初めての海外出張で驚きばかりでしたが、オランダのエスクロウエイジェントがNATO耐核攻撃仕様施設を強調したことにお国柄の違いを感じ印象的でした。その後10ヶ月程SOFTiCの嘱託研究員としてエスクロウの具体的な手続等の検討をお手伝いさせて頂きました。現在のSOFTiCのエスクロウ制度はライセンスの知的財産を保護しつつライセンシーを保護する合理的な制度であると思います。

1997年から米国のUCC-2 B編の調査研究委員会(委員長：松本恒雄一橋大学教授)に参加させて頂きました。UCC-2 B編は動産売買に関するUCC-2編以外に情報取引にかかわる基本法を起草するというNCCUSL(全米統一州法委員会議)の新しく壮大な試みでした。1998年(グラス)と1999年(ノースカロライナ)の起草委員会にオブザーバー参加致しました。NCCUSLの起草委員会議は外国人の私も参加できる非常にオープンなものであることに感銘を受けました。草案は起草委員会議毎に度重なる修正がなされ、事務局の高橋宗利氏が修正箇所をピックアップしてくれた資料に助けられつつ、調査研究を続けました。最終的にはUCC-2 B編は統一商法典ではなくUCITA(統一コンピュータ情報取引法)として起草が続けられました。1999年8月(デンバー)のNCCUSL年次総会に曾野裕夫委員(九州大学助教授)と参加し、滞在期間を延長してUCITA成立の現場を目の当りにできました。しかし、UCITAは現在でも数州での採択に留まり、2001年11月にもABA提出の修正提案を審議するため9/11テロ後の戒厳下のワシントンDCにおいて

NCCUSLは会議を開催しました。起草委員の一人ミズーリ大学FRY教授がテロがあろうと将来必要な仕事は続けねばならないと話していたことは印象的でした。UCITAには問題が残るものの起草委員側も異議の提案側も情報取引について新しい法秩序の整備が必要という共通の認識があり、米国でそのための努力が続けられていることが実感されました。

この5年間を通して私も研究者に必要となる海外での情報交換という能力(体力)が身につくとともに、国内外の研究者の方々と交流が広がったと思います。今後ともSOFTiCでソフトウェアの新しい法制度の調査研究が続けられ、更に若手研究者の方々も参加していくことを期待しております。

## CSDB(コンピューター・ソフトウェア・データ・ベース)開発についての回想録

小池勇三、菅原道晴、川崎優、小田昌子  
(元特許庁検索情報開発室メンバー)

私は、CSDB開発の回想録の依頼を受けた日は、偶然に仲間と飲む約束をしていました。そのメンバーは、元検情室の仲間でした。我々は、とても仲が良く2、3ヶ月に一度うまいワインを飲む会を開催しています。実は、これは5年ほど前の第一回CSDB委員会が終わった日に一本のワインを買って、みんなで飲んだことが始まりでした。

そこで、いつもはいい加減な話をしてワインを飲んでいるのですが、今日は、当時の検情室員：菅原、川崎、小田等にCSDB開発の思い出について語ってもらいました。

以下、酔いつつもまじめな議事録であります。

菅原氏：あこのころ我々は、電子マネーに代表される新種の特許(いわゆる今で言うビジネス方法の特許)が登場し先行技術サーチに困難を極めていた。そこで、CSDBの開発となったわけだが、当時は、どのようにして、捕らえどころのない非特許文献の海の中から、質の良いコンテンツを効率よく収集、作成するための仕組みを作るのか、大きな壁であった。

また、実際の資料の収集、データ化、CSチームの解析作業を行う事業体も必要であり、資料収集能力、解析におけるコンピュータソフトウェア独特の技術的事情等から、ソフトウェア特許情報センターを新たに組織することになったが、庁内各部署、機情局情報課、ソフトウェ

ア情報センター (SOFTIC)、有識者によるCSDB検討委員会等の協力により、何とかCSDBが稼働できた、と記憶している。

川崎氏：学術文献には公表していなかった情報にこそむしろ重要な先行技術が含まれていることが多く、コンテンツ設計には十分検討を重ねた。CSDBは、調査すべきコンテンツをできるだけ正確に把握し、これに応じたサーチの仕方を考えて、必要な検索情報を整えておくという点において、当初よりサーチストラテジーを見据えて設計されたデータベースなのです。検索用ツールも複合的・業界的色彩の強いソフトウェア技術のために、技術分類と産業分類をミックスさせ、主観点・副観点というレベルの異なる観点について検索可能なCSタームを開発したり、今まで軽視されがちだった書誌的事項も出きる限り充実させたり、OCR入力時に得られるコードを用いたフルテキスト検索機能を備えたりといった工夫もなされています。

小田さん（女性）：当時、契約業務等は大変でしたが、魅力的なメンバーにも恵まれ何とか新DBを構築することができたと思っています。

その後、私は、国際課長として20年も続けられている3極会合に何度も参加する機会に得ましたが、欧州特許庁、米国特許庁から一番興味を持たれ、データの開放を望まれたDBは、何を隠そう我々の開発したCSDBでした。

現在、文献解析開始から5年が経ち、コンテンツが充実してきており、コンピュータソフトウェアのみならず、電子商取引といったビジネス関連発明、デジタルコンテンツ等の配信サービス、バイオインフォマテクス等々、様々な分野で今や必要不可欠な検索ツールとなっている。検索システムとしては、新世代のFターム検索システムに統合され、非特許文献であることを意識せずに、特許文献と共に、インデキシング検索、フルテキスト検索、書誌事項検索で、ヒットさせ、一次文献をスクリーニングすることができる。このようなシステムは他に類を見ないものであり、想像以上の威力を発揮している。(多くの審査官談)

CSDB構築にあたって御苦勞いただいたSOFTICの方々には深く感謝するとともに、今後とも技術動向を見据えつつ、審査官の頼みの綱としてCSDBの拡充に御協力いただきますよう御願ひ致します。(元検情室員一同の願ひ)

## ソフトウェア特許情報センター設立の背景

慶應義塾大学

教授 清水 啓助

ソフトウェア特許情報センターにおけるコンピュータ・ソフトウェア・データ・ベース (CSDB) の蓄積が進むにつれ、特許庁の審査官からCSDBにより適切な先行技術が見つかったとの話を聞くことが多くなってきた。特にビジネスモデル特許に対して威力を発揮することである。CSDBの構築に関与した者として嬉しい限りである。

情報化社会においては、ビジネスモデル特許を始めとするソフトウェアに関する発明が特許制度のメインプレイヤーになることは間違いない。それに伴いセンターの役割も益々重要になるであろう。

CSDBを構築し、特許情報のように先行技術の調査や技術開発に活用しようというコンセプトは特許庁の審査第5部（現審査第4部）から出されたものだ。若干昔の話になるが、その当時の経緯を紹介したい。

1994年、当時特許庁に勤務していた私が審査第5部長に就任したとき、“生花のせり方法”“決済システム”“電子マネー”等、今で言うビジネスモデル特許が数多く出願されていた。部内には、こうした新しい特許出願に対処するためのソフトウェア委員会が設置され、審査の事例研究や外国の動向調査が行われていた。事例研究から出てきた課題は、個々の案件については夫々筋のとった論理展開が成されているが、これらの案件を並べみると必ずしも共通した考え方に基づいていないことであった。例えば、ある事例では技術的な特徴がないため特許法でいう発明に該当しないと実質的に門前払いし、他の同様な例では、発明として認めた上で、先行技術から容易であるという具合である。こうした問題に対処するため、部をあげて大変熱心な議論がなされた。その結果、コンピュータ処理を特徴とした実質的なソフトウェアの発明が、多くの分野で数多く特許として成立しており、ビジネス・サービスに関する分野の出願であるからといって特別な取扱をする必要はない、発明として特許の土俵に乗せ、新規性・進歩性に重点をおいて審査に臨むという方針が打ち出されたのである。

そして、こうした方針について企業の担当者・弁理士・弁護士を始めとする外部の有識者との間で意見交換を行った。そこでは、新しい方針は支持するが、ソフト発明に対する新規性・進歩性の判断の基になる先行情報

「特に非技術情報」の収集が不可欠であること、更に、審査官のソフトに対する理解を深める必要性が指摘された。

これらの意見を踏まえ、ソフト技術に対する審査のガイドライン・CSDB・審査官の研修の3つをパッケージとして特許庁内の関係部署での検討が開始された。そして、ほぼ2年後に3つの政策が具体化されたのである。ソフト審査の基盤となるCSDBは、特許情報管理課を中心に検索用のツール（CSターム）が開発され、SOFTiCの中に当センターが設立された。これは、ソフト特許の基盤整備に強い関心と高い見識を持っておられる則近専務によるところが大であった。そして、CSDB構築の具体的な事業は、林前常務理事、古寺次長を始めとするセンターの皆様の献身的な努力により軌道に乗ったのは皆様ご案内の通りである。

## ソフトウェアからビジネスへ、そして情報へ

弁理士 谷 義一

1992年に設置された「ソフトウェア関連発明の特許に関する調査研究委員会」も、すでに10年の歳月を経ようとしている。1994年から1995年に相次いだアメリカでのソフトウェア特許についてのCAFC判決に触発され、1995年3月発表の委員会報告書では、特許法の保護対象とすべきソフトウェア関連発明の現状を分析し、発明の第3カテゴリとしてのソフトウェアの可能性を示唆した。翌年の報告書では、米国での動向を睨み、企業アンケートの調査結果をも踏まえた上で、コンピュータプログラムプロダクト・クレームについての提言を行った。これら2年間の活動は1997年の「審査の運用指針」の策定にも大きな影響を及ぼすこととなった。プロパテント時代の幕開けとほぼ同時期に特許法の保護対象が拡大されたことは、ソフトウェア関連発明のさらなる普及へ向けての布石となった。

さらに、インターネットの発展とともに、ネットワークを介した分散処理が多くなり、ネットワークを介してのプログラムの配布等、記録媒体なしのプログラムをどのように扱うかが議論されてきた。1998年7月にCAFCより下されたState Street Bank判決が引き金となり、ビジネス関連発明の特許性をどう考えるかの議論が活発化するにつれ、日米欧間における特許保護対象の差異が明るみに出た。こうした中、日米間の相違点を具体的なケーススタディから理解すべく1999年と2000年に組織された

「ビジネス特許調査委員会」が、典型的な事例を抽出し、「日米ビジネスモデル特許272」、「続・日米ビジネスモデル特許160」を刊行した。1999年から2000年にかけてマスコミにより吹聴されたビジネス特許ブームに対し、ビジネス特許について正しい理解を望む専門家からの真のメッセージを伝えることができたのではなかろうか。

米国企業の訪問調査では、1999年にビジネス特許に懐疑的であった企業が翌2000年にはビジネス特許をごく自然に受け止めていたのが印象的であり、日米間の違いも明瞭となった。とはいえ、米国においても大方の特許は技術関連であり、保護対象の議論よりも、新規性、進歩性の方がむしろ重要となってきた。ビジネス関連発明もごく普通の特許の一分野として捉えられ、ビジネス特許調査委員会は一応の使命を終えたと実感している。

科学技術の進歩とともに特許の対象も変化しつつある。機械のような物の発明から、製法のようなプロセスの発明、さらにソフトウェア、バイオを切り口とした情報の発明へと時代は変わろうとしている。時代の要求を先取りし、情報の特許適格性を議論するとともに、こうした特許の権利行使上の諸問題についても議論を重ねていくことが必要と考える。

## UCC 2 B研究会覚書

一橋大学

教授 松本 恒雄

アメリカの統一コンピュータ情報取引法（UCITA）は1999年7月に採択されたが、その前身であるUCC 2 B草案を研究する研究会がスタートしたのは、ちょうど5年前の1997年1月であった。

草案の内容が、契約法の観点からも、著作権法の観点からもきわめて重要で、日本へも大きな影響が予想されることから、その前年の秋の私法学会の際に、UCC売買編の改正動向をフォローしていた曾野裕夫氏（九州大学、当時金沢大学）、UCC 2 B草案について研究していた川和功子氏（大阪府立大学）、ドイツのソフトウェア契約について研究していた山田憲一氏（西南学院大学）の3氏に声をかけて、共同研究を組織することにした。SOFTiCの則近専務理事には、この研究の意義を理解され、快くSOFTiCの研究事業として協力していただけることとなった。

UCC 2 B研究会は、上記4名以外にも、多くの学者、弁護士、実務家、行政関係者をメンバーとして、UCITA

研究会、情報契約法研究会と名称を変えながら2001年3月まで継続して開催された。現在、UCITAの主要内容についての研究論文とUCITAの翻訳を収録した研究書を出版するための作業を行っている。

この間、UCITAの起草者であるヒューストン大学のレイ・ニマー教授が、1997年11月に開催された第7回SOFTiC国際シンポジウム「デジタルコンテンツの保護と利用」で基調講演をされたが、シンポジウム終了日の夜には、ニマー教授を囲んで研究会を行い、その後は、深夜まで、神谷町の洋風居酒屋で親しく杯をかさねたのも楽しい思い出である。さらに、UCITA批判派の代表的論客の一人であるワシントン大学（セントルイス）のチャールズ・マクマニス教授も、2001年5月に、「知的財産の契約による民営化」と題して、SOFTiCセミナーで講演をされた。

私も、1998年4月にカリフォルニア大学バークレー校で行われた「情報化時代の知的財産と契約法：情報と電子商取引における取引の将来へのUCC 2 B編の影響」シンポジウムにおいて、“UCC 2 B and Mass Market License Contracts — A Japanese Perspective”という講演を行う機会を得た。この原稿は、バークレー技術法雑誌のシンポジウム特集号（13 Berkeley Technology Law Journal 1283）に掲載された。

また、研究会メンバーも、川和氏がイギリス、曾野氏がアメリカ、山田氏がドイツと次々に留学し、途中から参加して起草委員会にたびたび臨席してきた金子宏直氏（東工大）も、本年からアメリカに留学する。

このように、SOFTiCは、若手研究者の研究のインキュベータの役割をも果たしてきたといえよう。今後とも、SOFTiCが、学界・実務界・行政がアイデアをぶつけあえる創造的な場として機能することを期待したい。

## 5年間を振り返って

弁護士 三木 茂  
(SOFTiC評議員)

SOFTiCでの過去5年間を振り返ると、国際シンポジウムの活動を思い出す。

国際シンポジウムは、世上数多く行われており、コンピュータソフトウェアに関連するシンポジウムもデータベース、ネットワーク等の分野で開催されている。

この種のシンポジウムは、専門的なテーマにしばると

参加人数が少なくなる。反対に広くすると、テーマがぼけてしまい、他の団体が主催するシンポジウムと違った特徴もなく、これまた参加者が少なくなってしまう。このような難問を解消し、SOFTiCは15年間国際シンポジウムを開催し、各シンポジウムはタイムリーなテーマの選択とその内容の充実から、国際的にも最も高く評価されている国際シンポジウムの一つとなっている。私の記憶では、1999年11月開催の「ビジネス方法特許」のシンポジウムもその一つで、この準備には特筆すべき作業が行われた。最初に事務局と専門委員らが、テーマを選び、設例を作成して、いわば、演劇に喩えるならば、シナリオ作りをしていく作業が何度もくり返された。特に設例では、牛久弁理士をはじめ専門委員が法律上の問題点を各所にちりばめた仮想の特許明細書も作成した。

こうして完成した設例をパネリストに送付したところ、パネリストから従来の設例に比較して極めて難しいとの泣言(?)もあったため、シンポジウム開催日近くになってようやく全員のコメント(台詞)が集まった。この台詞を短時間に日本語に翻訳する作業があり、技術用語、法律用語の統一というやっかいな作業もあった。このような作業に従事した人々は20人以上にのぼり、質の高い設例と台詞が完成したわけである。このようにしてできた設例と台詞をミックスして、モデレーターが当日のテーマ/サブテーマに沿ってシナリオを作成した。このシナリオでは、設例に沿って重要な法律問題と各パネリストの回答を示し、それぞれの相違点とその根拠を示すことができれば、シナリオとして完成されたものとなる。

演劇と比較すると、パネリストは役者であり、このシンポジウムでは、日本、米国の現職の裁判官ならびに日本、米国ならびに欧州の弁護士、弁理士の法律専門家である、いわば千両役者を揃えたことになる。この千両役者にシナリオが揃うと、すでにこのシンポジウムはほぼ成功間違いのないものになっている。あとは、モデレーターがパネリストから設例をより深く分析した議論を引き出し、これを参加者に十分理解されるのをお手伝いするかであった。

幸いシンポジウム当日は、10項目以上に亘る質問事項を全て網羅し、各国法律に基づく実務家の回答を得て、8時間余りのシンポジウムを無事終了することができた。これは、長時間に亘り忍耐強く真摯に回答していただいたパネリスト、同時通訳の方々ならびに前述の多くの準備作業をしてくれた方々の努力を一つに結集できたお陰である。

## 資料

## 5年間の業務日誌

昭和54年

6月1日 ソフトウェア産業振興協会（現：・情報サービス産業協会）に付置機関ソフトウェア流通促進センターを設立

昭和61年

12月17日 財団法人ソフトウェア情報センター設立

平成9年

1月25日 IIIセミナー出席（～29日：台北）  
 2月26日 CLA Pacific Rim会議出席（～28日：ホノルル）  
 3月10日 WIPOアジアシンポジウム出席（～15日：クアラルンプール）  
 3月16日 LESシンポジウム出席（～20日：ソウル）  
 4月1日 Fordham大学IP年次会議出席（～6日：ニューヨーク）  
 4月9日 David W Hill氏他11名来訪  
 4月16日 AIPPI会議出席（～28日：ウィーン、ブダペスト）  
 5月14日 WIPO国際フォーラム出席（～16日：セビリア）  
 5月26日 WIPO「商標及びドメイン名」会議出席（～30日：ジュネーブ）  
 5月31日 日中LES共同シンポジウム出席（～6月7日：西安）  
 6月11日 ソフトウェア知的財産権入門講座開講  
 7月1日 ソフトウェア特許情報センターを設置  
 ソフトウェア・エスクロウ・エージェント業務開始  
 8月30日 WIPO「ドメイン名及び商標」会議出席（～9月3日：ジュネーブ）  
 9月13日 WIPO「データベースの知的財産権」会議出席（～21日：ジュネーブ）  
 10月1日 情報化月間記念セミナー開催（東京全日空ホテル）  
 10月6日 第9回ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー表彰式（虎ノ門パストラル）  
 11月13日 第6回国際シンポジウム（～14日：東京国際フォーラム）

平成10年

2月11日 IIIセミナー出席（～13日：台北）  
 3月11日 ASEAN知的財産権協会会議出席（～15日：クアラルンプール）  
 4月16日 Fordham大学IP年次会議出席（～17日：ニューヨーク）  
 4月28日 WIPOセミナー出席（～30日：シンガポール）  
 5月4日 日本－アセアン知的財産権シンポジウム出席（～9日：タイ）  
 5月13日 ソフトウェア知的財産権入門講座開講（Aコース）  
 5月22日 AIPPI世界会議出席（～6月15日：リオデジャネイロ）  
 9月13日 ALAI年次総会出席（～18日：ケンブリッジ）  
 11月1日 WIPO著作権常任委員会出席（～8日：ジュネーブ）  
 12月1日 第7回国際シンポジウム（～2日：虎ノ門パストラル）  
 12月5日 第10回ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー表彰式（虎ノ門パストラル）  
 12月12日 WIPO諮問委員会及び協議部会出席（～20日：ジュネーブ）

平成11年

1月20日 ソフトウェア知的財産権入門講座（Bコース）  
 1月29日 Aurigin Systems社3名来訪  
 2月12日 Harold Wegner氏来訪  
 2月17日 韓国・中国登録制度調査（～23日：ソウル、北京）  
 2月19日 UCC2B編起草委員会会議出席（～24日：ダラス）  
 2月23日 CLAパシフィックリム会議出席（～28日：サンフランシスコ）  
 2月24日 ジョージワシントン大学知的財産権講座出席（～3月8日：ワシントン）  
 3月1日 プログラム著作物登録情報の検索サービス開始  
 3月2日 オセアニア地域プログラム法制度調査（～11日：オーストラリア・ニュージーンズ）  
 3月8日 アジア地域プログラム法制度調査（～13日：ハノイ・ニューデリー）  
 3月20日 Thomas R, Radcliffe氏来訪  
 3月23日 ソフトウェア関連特許に関する法制度と実務

- セミナー (虎ノ門パストラル)
- 3月24日 Olivier David氏来訪
- 3月25日 Ken Krosin氏来訪
- 4月5日 Hurbert Hsu氏来訪
- 4月8日 Fordham 大学IP 年次会議出席 (～9日：ニューヨーク)
- 5月2日 WIPO常設委員会出席 (～13日：ジュネーブ)
- 6月2日 ソフトウェア知的財産権入門講座開講 (Aコース)
- 6月14日 安西邦夫理事長就任、平岩外四前理事長退任
- 6月15日 ALAI年次総会出席 (～20日：ベルリン)
- 6月17日 Victor A. De Pous氏来訪
- 6月21日 韓国技術法律研究所シンポジウム出席 (～23日：ソウル)
- 7月28日 尹宣熙氏来訪
- 7月21日 NCCUSL UCITA 会議出席 (～31日：デンバー)
- 7月25日 ILPF年次会議出席 (～29日：モントリオール)
- 9月13日 WIPO電子商取引会議出席 (～18日：ジュネーブ)
- 9月20日 LESヨーロッパ会議出席 (～26日：ベニス)
- 9月29日 ワシントン大学セミナー出席 (～10月3日：シアトル)
- 10月7日 第10回ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー表彰式 (虎ノ門パストラル)
- 10月17日 知的財産権国際裁判官会議出席 (～23日：ワシントン)
- 10月21日 WIPO非政府関係機関会合出席 (～24日：ジュネーブ)
- 11月3日 FICPIフォーラム出席等 (～6日：ニース等)
- 11月6日 WTO加盟支援出張 (～13日：リアド)
- 11月15日 WIPO常設委員会出席 (～21日：ジュネーブ)
- 11月19日 韓国国際私法学会及び技術法律研究所シンポジウム出席 (～21日：ソウル)
- 11月30日 第8回国際シンポジウム (～12月1日：ホテルパシフィック東京)
- 12月8日 WIPO ワーク ショップ 出席 (～11日：ジュネーブ)
- 平成12年
- 1月19日 ソフトウェア知的財産権入門講座開講 (Bコース)
- 1月11日 ビジネスモデル特許米国調査 (～16日：米国西海岸)
- 1月25日 ビジネスモデル特許米国調査 (～2月6日：米国東海岸)
- 2月8日 PLI主催会議出席 (～13日：ワシントン)
- 2月22日 ILPF総会出席 (～23日：ロンドン)
- 4月26日 Fordham 大学IP 年次会議出席 (～30日：ニューヨーク)
- 5月20日 LESI年次総会出席 (～25日：アムステルダム)
- 6月7日 ソフトウェア知的財産権入門講座開講 (Aコース)
- 6月17日 ALAI主催会議出席 (～21日：ストックホルム)
- 7月28日 「日米ビジネスモデル特許272」出版
- 9月10日 ILPF年次大会 (～14日：サンフランシスコ)
- 9月19日 ソフトウェア知的財産権入門講座開講 (短期コース)
- 9月22日 日米ビジネスモデル特許272セミナー (虎ノ門パストラル)
- 10月10日 「ビジネス方法特許と権利行使」出版
- 10月11日 第11回ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー表彰式 (虎ノ門パストラル)
- 10月29日 越境問題調査 (～11月11日：ヨーロッパ)
- 11月4日 韓国LES会議出席 (～10日：ソウル)
- 11月5日 WIPO電子商取引紛争解決会議出席 (～8日：ジュネーブ)
- 11月14日 第9回国際シンポジウム (東京プリンスホテル)
- 12月9日 ハーグ国際私法会議出席 (～13日：ハーグ)
- 平成13年
- 1月13日 ソフトウェア知的財産権入門講座開講 (Bコース)
- 2月11日 WIPO、WTO等会議出席 (～23日：ジュネーブ等)
- 2月13日 ビジネスモデル特許米国調査 (～21日：米国)
- 2月21日 WIPOドメイン名会議出席 (～24日：ジュネーブ)
- 2月27日 PLIセミナー出席 (～3月4日：サンフランシスコ)
- 3月2日 ソフトウェアライセンス契約と消費者契約法セミナー (虎ノ門パストラル)
- 3月7日 MIPA&APAA主催会議出席 (～11日：クアラルンプール)

3月23日	AIPPI世界会議出席（～31日：メルボルン）	セミナー（SOFTI会議室）
3月26日	ソフトウェアライセンス契約と消費者契約法 セミナー（SOFTI会議室）	9月12日 シンガポール知的財産権庁Grace Fong氏来訪
3月28日	III等訪問（～31日：台北）	9月14日 Kims and Lees特許事務所Chou氏等来訪
4月17日	Fordham大学IP年次会議出席等（～22日： ニューヨーク、ワシントン）	9月26日 中国北京三友知識産権代理有限公司崔総経 理等来訪
4月27日	LESI年次総会出席及びWIPO常設委員会出 席（～5月13日：ケープタウン、ジュネーブ）	10月3日 オックスフォード大学Robert Pitkenthly氏来訪
5月25日	The Privatization of Intellectual Property Law by Contractセミナー（SOFTI会議室）	10月6日 第12回ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・ イヤー表彰式（虎ノ門パストラル）
5月27日	WIPOセミナー出席（～31日：マニラ）	10月23日 ソフトウェア知的財産権入門講座開講（短期 集中コース）
6月6日	ソフトウェア知的財産権入門講座開講（A コース）	10月31日 「続・日米ビジネスモデル特許160」出版
6月11日	ALAI年次総会出席（～19日：ニューヨーク）	11月15日 UCITA会議出席（～20日、ワシントンDC）
7月2日	韓国技術法律研究所シンポジウム出席（～4 日：ソウル）	11月20日 第10回国際シンポジウム（～21日：東京プリ ンスホテル）
8月14日	NCCUSL年次総会出席（～21日：米国ウエス トバージニア州）	11月25日 WIPO著作権常設委員会出席（～12月2日： ジュネーブ）
9月10日	ALAI/SOFTIC共同主催ALAI2001大会報告	12月17日 WIPO諮問委員会出席（～22日：ジュネーブ）
		12月5日 Harold Wegner氏等来訪
		12月6日 マイクロソフト社Kate Sako氏等来訪

## 刊行物一覧（平成9年～13年）

### 《調査研究報告書》

報 告 書 名	発行時期／No.
データベースサービスと契約上の諸問題	1997年3月 SOFTIC 8-1
ソフトウェア関連判例の最新動向—平成8年度版—	1997年3月 SOFTIC 8-2
ソフトウェアと独占禁止法に関する調査研究報告書	1997年3月 SOFTIC 8-3
ソフトウェアの担保化に関する調査研究報告書—プログラム登録制度との関係を中心に—	1997年3月 SOFTIC 8-4
ソフトウェア関連判例の最新動向 —平成9年度版—	1997年3月 SOFTIC 9-1
ソフトウェア関連特許に関する調査研究報告書—機能的クレームの判例を中心に—	1998年3月 SOFTIC 9-2
ソフトウェアと独占禁止法に関する調査研究報告書	1998年3月 SOFTIC 9-3
ネットワークによるコンテンツ流通—権利保護とセキュリティのための技術と法制度—	1998年3月 SOFTIC 9-4
デジタルコンテンツ取引の契約に関する調査研究報告書	1998年3月 SOFTIC 9-5
デジタルコンテンツ取引契約—取引実態と権利処理—	1999年3月 SOFTIC 10-1
ソフトウェア関連判例の最新動向—平成10年度版—	1999年3月 SOFTIC 10-2
ソフトウェア関連特許に関する調査研究報告書—平成10年度版—	1999年3月 SOFTIC 10-3
ソフトウェアと独占禁止法に関する調査研究報告書	1999年3月 SOFTIC 10-4
ソフトウェアの担保化に関する調査研究報告書—実行の側面を中心に—	1999年3月 SOFTIC 10-5
情報取引におけるライセンス契約法理—米国統一商事法典（UCC）第2B編を中心として—	1999年3月 SOFTIC 10-6
ソフトウェア契約関連判例に関する調査研究報告書—平成11年度—	2000年3月 SOFTIC 11-1
ソフトウェア関連判例の最新動向—平成11年度—	2000年3月 SOFTIC 11-2
ソフトウェア関連特許に関する調査研究報告書—平成11年度—	2000年3月 SOFTIC 11-3
ソフトウェアと独占禁止法に関する調査研究報告書—平成11年度—	2000年3月 SOFTIC 11-4
ソフトウェア契約関連判例に関する調査研究報告書—平成12年度版—	2001年3月 SOFTIC 12-1
ソフトウェア関連判例の最新動向—平成12年度版—	2001年3月 SOFTIC 12-2
ソフトウェア関連特許に関する調査研究報告書—平成12年度版—	2001年3月 SOFTIC 12-3
ソフトウェアの販売代理店契約に関する調査研究報告書	2001年3月 SOFTIC 12-4
国境を越える電子商取引に係る紛争解決に関する調査研究報告書	2001年3月

《プログラム登録》

プログラム登録年報（平成8年～12年度版）	1997年、1998年、1999年6月 2000年、2001年5月
プログラム登録の手引き	毎年

《国際シンポジウム議事録》

第6回『国際シンポジウム』議事録	1998年3月
第8回『国際シンポジウム』議事録	2000年3月

《その他刊行物》

SOFTIC NEWS 事務局だより	No.20-30
SOFTIC LAW NEWS	No.69-No.94
入手資料案内	毎月

《外部出版物》

日米ビジネスモデル特許272：日刊工業新聞社	2000年7月
ビジネス方法特許と権利行使：日本評論社	2000年10月
続・日米ビジネスモデル特許160：日刊工業新聞社	2001年10月

**国際シンポジウムテーマ一覧  
（平成9年～平成13年）**

第6回会議（1997年11月13日～14日）

テーマ：「デジタルコンテンツの保護と利用」

1. データベース保護の進展
2. 情報の保護と利用のバランス
3. サイバースペースにおける知的財産権侵害問題

第7回会議（1998年12月1日～2日）

テーマ：「アジアにおけるソフトウェア・ビジネスと知的財産権問題—ソフトウェアの開発委託契約と販売代理店契約—」

第8回会議（1999年11月30日～12月1日）

テーマ：「電子商取引と知的財産権」

1. 電子商取引と契約問題—日米欧の検討状況—
2. 電子商取引と著作権問題—日米欧の検討状況—
3. 電子商取引と特許問題—保護範囲の事例研究—

第9回会議（2000年11月14日）

テーマ：「アジア・オセアニアにおけるインターネット利用の現状と今後の課題—法的整備の状況と電子商取引への取り組み—」

第10回会議（2001年11月20日～21日）

テーマ：サイバースペースにおける情報流通と法的保護—新たな制度の模索—

1. デジタル情報の保護と利用—技術進歩と法整備—
2. グローバル・ネットワーク時代における特許侵害訴訟—日米欧の比較

**SOFTiC実施セミナー一覧  
（平成9年～平成13年）**

平成9年10月1日「①データベースサービスと契約上の諸問題、②商標とドメインネームの間に生じている法的問題の解決—WIPO会議報告—」（東京全日空ホテル）

平成10年10月1日「①知的財産権と独占禁止法に関する最近の動向、②知的財産権と独占禁止法に関する実務上の留意点」（東京全日空ホテル）

平成11年3月23日「ソフトウェア関連特許に関する法制度と実務—欧米及びアジア—」（虎ノ門パストラル）

平成12年9月22日「『日米ビジネスモデル特許272』とその後」（虎ノ門パストラル）

平成13年3月2日「IT関連契約と消費者契約法」（虎ノ門パストラル）

平成13年3月26日「IT関連契約と消費者契約法」（SOFTiC）

平成13年5月25日「The Privatization of Intellectual Property Law by Contract」（SOFTiC）

平成13年9月10日「ALAI2001年度ニューヨーク大会  
“Adjuncts and Alternatives to Copyright”報告会」(SOFTIC)

### ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー 表彰実績（平成9年～平成13年）

ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー '97【第9回】  
〔システム分野〕（1件）

QUOVIS-AUTHOR

ソフマップフューチャーデザイン株式会社

〔ビジネス・アプリケーション分野〕（1件）

「超」ファイリングシステム 株式会社サピエンス

〔エンジニアリング部門〕（1件）

FEMstar 3 DforWindows

東電ソフトウェア株式会社

〔ソーシャル／ライフ部門〕（3件）

95Reader 日本障害者雇用促進協会

株式会社ソリューションセンターとちぎ

株式会社リコー

自動書籍朗読システム「よみとも」タウ技研株式会社

リコーシステム開発株式会社（鹿児島）

キワラのタイピングアドベンチャー

日本データパシフィック株式会社

TYPEQUICKPTYLTD（オーストラリア）

ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー '98【第10回】  
〔システム分野〕（2件）

情報検索システム「Justsystem ConceptBaseSearch20/1000」

株式会社ジャストシステム

ViaVoice98日本語版

日本アイ・ビー・エム株式会社

〔ビジネス・アプリケーション分野〕（2件）

DocuWorksVer.3.0 富士ゼロックス株式会社

簡単マルチメディア・オーサリング・ツール「コンダク太4」

日本システムウェア株式会社

〔エンジニアリング分野〕（1件）

CADCEUS 日本ユニシス株式会社

〔ソーシャル／ライフ分野〕（3件）

両眼視機能検査ソフトウェア3Dマルチビジョンテス

ターMVT-200

三洋電機株式会社

XGworksV2.0

ヤマハ株式会社

NativeWorld 株式会社

沖北陸システム開発

ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー '99【第11回】  
〔システム分野〕（1件）

NetworkCryptoGate

株式会社東芝

〔ビジネス・アプリケーション分野〕（1件）

SCM(サプライチェーン管理)実行システムSCMJ

日立エンジニアリング株式会社

〔エンジニアリング分野〕（1件）

ASPROVA(アsproローバ) アsproローバ株式会社

〔ソーシャル／ライフ分野〕（1件）

3DCG統合ソフト「Shade(シェード)R3」シリーズ

エクス・ツールズ株式会社

ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2000【第12回】  
〔システム分野〕（1件）

IntelligentSearch 3

富士通株式会社

〔ビジネス・アプリケーション分野〕（1件）

サイボウズOffice

サイボウズ株式会社

〔エンジニアリング分野〕（1件）

生産ライン構築ソフトウェア「ASTMAC」

横河電機株式会社

〔ソーシャル／ライフ分野〕（2件）

歌で覚えるはじめての手話シリーズ

東京システムハウス株式会社

Panorama Boutique

三洋電機株式会社

ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2001【第13回】  
〔システム分野〕（1件）

PCGATE PersonalVer1.0

日本電気株式会社

Zone Labs, Inc.・米国

〔ビジネス・アプリケーション分野〕（2件）

Kacis Publisher/Kacis Writer

株式会社カシス

株式会社メディアヴィジョン

3DオフィスデザイナーPRO

メガソフト株式会社

〔エンジニアリング分野〕（1件）

FJVPS(バーチャルプロダクトシミュレータ)

富士通株式会社

〔ソーシャル／ライフ分野〕（2件）

一太郎マイルシリーズ 株式会社ジャストシステム

江戸東京重ね地図 株式会社エーピーピーカンパニー

## プログラム著作物の登録の年度別申請状況

平成13年12月31日 現在

## 1. 登録の種類別申請件数

登録の種類 / 年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13(*)	計
創作年月日の登録	473	456	521	531	510	542	554	505	489	501	441	372	360	321	290	6,866
第一発行年月日等の登録	26	14	17	5	4	9	5	12	2	11	9	8	16	15	6	159
実名の登録	4	1	1	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	5	0	18
著作権の登録	30	28	42	36	38	48	42	52	41	50	55	96	99	128	55	840
計	533	499	581	573	553	600	602	572	532	562	505	476	475	469	351	7,883

## 2. プログラムの分類別申請件数

分類 / 年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13(*)	計
システムプログラム	154	100	173	179	111	122	101	112	86	89	91	75	57	38	43	1,531
汎用アプリケーションプログラム	140	156	192	196	193	176	210	172	198	168	166	125	90	100	66	2,348
特定用途向アプリケーションプログラム	227	234	213	184	228	281	276	258	236	279	218	215	253	223	198	3,523
計(*2)	521	490	578	559	532	579	587	542	520	536	475	415	400	361	307	7,402

## 3. 外国からの申請件数

国名 / 年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13(*)	計
アメリカ	1	0	6	2	0	0	1	2	1	4	0	5	7	6	0	35
イギリス	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	2	1	1	0	0	8
イスラエル	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3
韓国	0	0	0	1	0	0	1	1	2	1	0	0	1	4	0	11
スイス	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
スペイン	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
台湾	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
中国	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	3	1	5	0	15
ドイツ	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3
オーストラリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	6	0	0	17
ギリシャ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計	1	4	13	3	1	2	4	3	4	7	20	9	16	16	0	103

(\*1) 平成13年度については、平成13年4月1日から12月31日までの申請件数である。

(\*2) 同一のプログラムで複数の申請がある場合には、分類別申請件数では同一プログラムに係る申請を1件として計算している。

## コンピュータソフトウェアデータベース(CSDB)電子化情報作成

文献情報の作成件数(平成9～12年度は実績値、平成13年度は計画値)

(単位：件)

文献種別	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	合計
マニュアル	2	4,602	4,513	3,211	4,161	16,489
単行本	305	208	387	1,689	739	3,328
雑誌	4,513	18,758	18,656	19,260	20,997	82,184
学会論文誌	1,336	11,370	12,133	11,910	10,672	47,421
企業技報	1,319	2,562	2,212	1,830	1,331	9,254
学会予稿集	1	52	29	22	22	126
合計	7,476	37,552	37,930	37,922	37,922	158,802

## 2. 第10回SOFTIC国際シンポジウム 開催報告

平成13年11月20日及び21日、東京プリンスホテル「プロビデンスホール」にて「サイバースペースにおける情報流通と法的保護—新たな制度の模索—」をテーマとする国際シンポジウムを開催しました。以下、開催結果の概要を報告します。



- (1) 開催日 平成13年11月20日（火）、21日（水）
- (2) 場 所 東京プリンスホテル2階「プロビデンスホール」（東京都港区芝公園3-3-1）
- (3) 参加者数 299名（スピーカー、パネリスト及びモデレーター20名を含む）
- (4) 後 援 文化庁  
経済産業省  
（社）コンピュータ・ソフトウェア著作権協会  
（社）情報サービス産業協会  
（財）知的財産研究所  
（社）電子情報技術産業協会  
（社）日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会

### (5) 概 要

①テーマ：サイバースペースにおける情報流通と法的保護—新たな制度の模索—

②プログラム：

〔第一日〕

- 9：00—9：10 主催者挨拶 則近憲佑  
(SOFTIC専務理事)  
実行委員会委員長挨拶 齊藤博  
(専修大学法学部教授)
- 9：10—9：40 基調講演 「デジタル技術とネットワークに対するWIPOの取組」  
植村昭三 (WIPO事務局次長)
- 9：40—12：30 セッション1：デジタル情報の保護と利用—技術進歩と法整備—  
1-1 デジタル情報の配信と著作権

- ・私的複製の範囲、私的改変と著作  
者人格権（同一性保持権）
- ・一時的蓄積と複製
- ・間接侵害／寄与侵害、代位侵害

(昼食)

- 13：30—15：30 1-2 インターネット・サービス・プロ  
バイダーの責任
- 15：30—17：30 1-3 著作権管理事業との関係

〔第二日〕

- 9：00—12：30 セッション2：グローバル・ネット  
ワーク時代における特許侵害訴訟—日  
米欧の比較
- 2-1 侵害訴訟における特許無効の抗弁  
・特許無効の主張  
・外国特許の裁判管轄  
・事例

(昼食)

- 13：30—16：30 2-2 直接侵害／間接侵害  
・侵害の成否  
・事例（クロスボーダーの場合）等
- 16：30—17：00 2-3 ソフトウェア関連の主要判決
- 13：30—16：30 2-4 ソフトウェア関連技術の公知文  
献の蓄積

### ③主な内容

〈第一日：デジタル情報の保護と利用—技術進歩と法整備—〉

デジタルネットワークの世界における知的財産権と情報流通の確保をどのように調整するかが、権利者、流通業者及び利用者にとって重要な問題となっている。

まず、デジタル情報の配信と著作権の問題について、情報の私的な複製／改変の範囲、一時的蓄積と複製及び間接侵害について現行法上どのように考えるべきか検討された。

続いて、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）等の仲介的役割を果たす事業者の責任の問題について、既に法制化されている米国デジタルミレニアム著作権法、EU電子商取引指令の内容や運用等が紹介され、ノーティス・アンド・テイクダウン手続など、ISPの責任制限のあり方について検討された。

最後に、各種コンテンツビジネスが期待される中、著作権管理事業に関する問題の検討もコンテンツビジネスが大きく成長するために必要な要素の一つである。これについて、各国における現状について紹介され、どのような問題点があるか検討された。

〈第二日：グローバル・ネットワーク時代における特許  
侵害訴訟—日米欧の比較〉

今回は、元判事を含めて初めて日米欧の判事が揃っ  
ての検討となった。

まず各国における特許の無効制度についての報告に続  
いて、現在ハーグ国際私法会議において議論されてい  
る外国特許の裁判管轄と無効主張の問題について、各  
国における現状を中心とした検討と、ネットワークを  
考慮に入れた想定事例について具体的な検討が行われ  
た。

続いて、複数の装置（サーバー、クライアント端末  
等）が国境を跨ぐ形で利用されているケースを想定事  
例として、このような場合における直接侵害、間接侵  
害はどのような要件が揃えばそれぞれに侵害成立とな  
るかについて検討された。この中で、日本の次期法律  
改正案（実施の定義の見直し、間接侵害規定の見直し、  
先考技術調査結果開示の義務付け等）も紹介された。

最後に、米国Fest事件判決の紹介及び今後益々重要  
性が増すであろうソフトウェア関連技術の公知文献整  
備の問題について報告された。

④スピーカー、モデレーター及びパネリスト

□基調講演スピーカー

植村昭三 世界知的所有権機関事務局次長

□モデレーター

第一日（著作権） 相澤英孝

早稲田大学アジア太平洋研究所教授

第二日（特許） 三木 茂

弁護士（三木・吉田法律特許事務所）

□パネリスト

〔著作権〕

米国：Eric H. Smith 弁護士（Smith & Metalitz  
法律事務所）

Shira Perlmutter AOLタイムワナー副  
社長・知的財産部副部長

欧州：Bernt Hugenholtz アムステルダム大学  
教授

Thomas C. Vinje 米国弁護士（Mor-  
rison & Foersterブラッセル事務所）

日本：岡村久道 弁護士  
（岡村・堀・中道法律事務所）

小泉直樹 上智大学法学部教授

田中 豊 弁護士（田中豊総合法律事務所）

萩原恒昭 凸版印刷(株)法務部長

〔特許〕

米国：David J. Kappos アイ・ビー・エム 知的財産部  
Randall R. Rader

連邦巡回区控訴裁判所判事

Harold Wegner 弁護士（Foley & Lardner）

欧州：Jan H. P. J. Willems ヨーロッパ特許庁審  
判長

日本：飯村敏明 東京地方裁判所民事第29部判事

熊倉禎男 弁護士・弁理士

（中村合同特許法律事務所）

高倉成男 特許庁総務部技術調査課長

道垣内正人

東京大学大学院法学政治学研究科教授

水谷直樹 弁護士・弁理士（水谷法律特許事  
務所）、SOFTIC特別研究員

### 3. ソフトウェア・プロダクト・オブ・ ザ・イヤー2001表彰

平成13年（2001年）10月12日、東京・港区の虎ノ門パ  
ストラルにおいて、「ソフトウェア・プロダクト・オブ・  
ザ・イヤー2001」（第13回）の表彰式及び受賞ソフトウェ  
ア・プロダクトの実演が行われました。

また、同年10月2日（火）から10月6日（土）に千葉・  
幕張メッセで開催されました「CEATEC JAPAN 2001」  
に設置されました「ソフトウェア・プロダクト・オブ・  
ザ・イヤー2001受賞コーナー」において、受賞製品の展  
示・実演を行いました。



主催：財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTiC）

後援：通商産業省

朝日新聞社

日刊工業新聞社

表彰ソフトウェア・プロダクト

1. システム分野

(1) プロダクト名称

PCGATE PersonalVer1.0

（販売開始：2001年6月 価格：3.5千円）

(<http://www.amuseplus.com/product/pcgate#p/>)

(2) 販売会社

日本電気株式会社(代表取締役社長 西垣 浩司)  
開発会社  
Zone Labs, Inc. ・ 米国

2. ビジネス・アプリケーション分野

A (1) プロダクト名称

Kacis Publisher/Kacis Writer

(販売開始:2000年12月 価格:18千円  
~48千円)

(<http://www.mvi.co.jp/kacis/index.html>)

(2) 開発会社

株式会社カシス(代表取締役社長柿原 辰郎)  
株式会社メディアヴィジョン  
(代表取締役社長福田 善康)

B (1) プロダクト名称

3DオフィスデザイナーPRO

(販売開始:2001年3月 価格:58千円)

(<http://www.megasoft.co.jp/odpro/index.html>)

(2) 開発会社

メガソフト株式会社(取締役社長 前坂 昇)

3. エンジニアリング分野

(1) プロダクト名称

FJVPS (バーチャルプロダクトシミュレータ)

(販売開始:1999年10月 価格:150千円  
~4,000千円)

(<http://salesgroup.fujitsu.com/ccce/fjvps/>)

(2) 開発会社

富士通株式会社(代表取締役社長 秋草 直之)



4. ソーシャル/ライフ分野

A (1) プロダクト名称

一太郎スマイルシリーズ

(販売開始:2000年6月 価格:12.8千円)

(<http://www.justsystem.co.jp/educate/smile/smilet.html>)

(2) 開発会社

株式会社ジャストシステム

(代表取締役社長 浮川和宣)

B (1) プロダクト名称

江戸東京重ね地図

(販売開始:2001年6月 価格:14.8千円)

(<http://www.app-beya.com>)

(2) 開発会社

株式会社エーピーピーカンパニー

(代表取締役社長 小島豊美)



## 4. 出版のお知らせ

当財団は、「続・日米ビジネスモデル特許160」を昨年10月末に発刊しました。

定着化してきましたビジネスモデル特許について、昨年に引き続き、最近の日米欧の動き、米国及び日本の個別事例、著名な訴訟事例等を紹介しております。

○編者:(財)ソフトウェア情報センター ビジネス特許調査委員会 編

○出版:日刊工業新聞社

○装丁:A5判 並製 384頁

○定価:4,935円(税込み)

○内容:

第1部 ビジネスモデル特許をめぐる最近の動き

第2部 特許事例(米国149件、日本11件)

第3部 訴訟事例(3件)

#### 第4部 ビジネス特許方法の調査方法

なお、平成12年に発刊しました前作の「日米ビジネスモデル特許272」も同様にお求めいただけます。

### 5. 海外往来状況

- 日程：2001年11月15日～11月20日  
派遣先：米国・ワシントンDC  
派遣者：東京工業大学大学院社会理工学研究科  
助教授 金子宏直  
(財)ソフトウェア情報センター  
調査研究部 高橋宗利  
目的：「UCITA Standby Committee Meeting」への出席  
内容：本会議は1999年7月に米国で採択された「統一コンピュータ情報取引法(略称：UCITA)」(コンピュータソフトウェアをはじめとする情報取引契約に関するモデル州法)の修正について協議するために開催されたものである。当財団からは上記2名がオブザーバとして参加した。会議にはABA(アメリカ法律家協会)のメンバーをはじめ、図書館関係者、オープンソースソフトウェアのコミュニティー、ソフトウェアベンダー、データベースサービス提供者等、多くの利害関係者が参加し、特にUCITAに反対する立場の関係者からの活発な意見表明が行われた。ただし、当初は会議の最終日にCommitteeによる修正案の採否決定が行われる予定であったが、結局は関係者からの意見聴取に終始し、決定は後日に持ち越されることとなった。

- 日程：2001年11月25日～12月2日  
派遣先：スイス・ジュネーブ  
派遣者：(財)ソフトウェア情報センター  
調査研究部長 柳沢茂樹  
目的：「WIPO Standing Committee on Copyright and Related Rights」への出席  
内容：データベースの権利保護については進展なく、次回の議題として持ち越した。放送事業者の権利保護について各国およびNGO代表による活発な議論がなされ、特にインターネットによるウェブキャッシングを権利保護の対象にするかどうかで議論が分かれた。

- 日程：2001年12月17日～12月22日  
派遣先：スイス・ジュネーブ  
派遣者：(財)ソフトウェア情報センター  
専務理事 則近憲佑  
目的：「Joint Meeting of the Advisory Committee on Enforcement of Industrial Property Rights and of the Advisory Committee on Management and Enforcement of Copyright and Related Rights in Global Information Networks」への出席  
内容：従来別々に開催されていた特許のエンフォースメントに関する委員会と、著作権の管理およびエンフォースメントに関する委員会が合同で開催され、各国およびNGO代表により活発な議論が行われた。

- 海外からの来訪者  
2001年  
8月14日 Kims and Lees特許事務所Chou氏等  
9月26日 中国北京三友知識産権代理有限公司崔総経理等  
10月3日 オックスフォード大学Robert Pitkethly氏  
12月5日 Harold Wegner氏等  
12月6日 マイクロソフト社Kate Sako氏等

### 6. トピックス

- ナップスター訴訟  
Napsterは2001年9月24日、主要な音楽事務所と著作権侵害訴訟の一部について和解したと発表しました。(詳細は、<http://www.napster.com/pressroom/>を参照。)
- 個人情報保護法案  
個人情報の保護に関する法律案が、平成13年9月27日付けで国会に付託され、審議されております。(詳細は、<http://www.kantei.go.jp/jp/it/index.html>を参照。)
- 情報化月間  
平成13年度の情報化月間は、平成13年10月を中心に全国的に各種の行事が実施されました。(詳細は、<http://www.jipdec.jp/gekkan2001/>を参照)
- 著作権等管理事業法施行  
著作権等管理事業法が平成13年10月1日付けで施行さ

れました。

(詳細は、<http://www.bunka.go.jp/8/6/VIII-6-A.html>を参照。)

#### ○知的財産国家戦略フォーラム中間提言

知的財産国家戦略フォーラム(代表:荒井寿光氏)は、平成13年10月5日付けで、中間提言を出しました。

(詳細は、<http://www.business-ipr.org/newpatent/patent.htm>を参照。)

#### ○情報セキュリティ対策推進会議

平成13年10月10日、政府の情報セキュリティ対策推進会議は、サイバーテロ対策に係る官民の連絡・連携体制及び電子政府の情報セキュリティ確保方策について決定しました。

(詳細は、<http://www.kantei.go.jp/jp/it/security/index.html>を参照。)

#### ○産業構造審議会知的財産政策部会法制小委員会

産業構造審議会知的財産政策部会法制小委員会(小委員長:中山 信弘 東京大学教授)は、IT社会化に対応した知的財産権に係る法制上の課題を検討するため、5月25日以来、審議を重ね、10月12日で終了。法改正を目指すこととしております。

(詳細は、<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>を参照。)

#### ○電子政府戦略会議

平成13年10月16日、日本経済新聞社主催の電子政府戦略会議が開催されました。

(詳細は、<http://www.nikkei.co.jp/events/egov/>を参照。)

#### ○ICANN報告会等

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)、財団法人インターネット協会、インターネットガバナンス研究会の共催で、平成13年10月23日及び12月17日に「ICANN報告会」が開催されました。なお、12月7日には引き続きJPNIC主催の「JPccTLDを議論する会」が開催されました。

(詳細は、<http://icann.nic.ad.jp/>を参照。)

#### ○マイクロソフト社訴訟

米国司法省は、11月2日、マイクロソフト社のアンチトラスト法(独占禁止法)違反を巡る訴訟について和解したことを発表しました。これにより、同社は今後各種の規制を受けることになります。

(詳細は、<http://www.usdoj.gov/opa/pr/2001/November/01#at#569.htm> <http://www.microsoft.com/JAPAN/presspass/releases/nl110601.htm>等を参照。)

#### ○産業構造審議会情報経済分科会

産業構造審議会情報経済分科会は、平成13年11月2日に第三次提言(素案)をとりまとめ、パブリックコメントを求めました。また、同分科会の下にルール整備小委員会を設置し、検討を開始しました。

(詳細は、<http://www.meti.go.jp/report/committee/index.html>を参照。)

#### ○公正取引委員会

公正取引委員会は、平成13年8月2日以来、「ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会」を設置し、既に5回開催されております。

(詳細は、<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/13index.htm>を参照。)

#### ○プロバイダー責任法

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)が国会で可決され、平成13年11月30日公布されました。

(詳細は、<http://www.mha.go.jp/joho#tsusin/top/denki#h.html>を参照。)

#### ○ソフトウェアプロセスの改善に向けて

経済産業省は、平成13年12月26日付けで、「ソフトウェアプロセスの改善に向けて～SPIへの今後の取組み～(案)」を発表し、これに対するパブリックコメントの募集を行っております。

(詳細は、<http://www.meti.go.jp/feedback/index.html>を参照。)

## 7. 寄稿「SOFTIC15周年を迎えて」

(財) データベース振興センター  
専務理事 藤森 聿子  
(元SOFTIC事務局長)

15周年、おめでとうございます。

IT不景気が続き、財団運営について悩みの多い昨今、SOFTICも御苦勞されていることお察し申し上げます。

SOFTICといえば、ソフトウェアの流通促進を目的として、法的保護問題を中心とした研究で、評価の高い団体であります。私どものデータベースの法的保護についても期待しているところです。私にとってこれらの法的問題は、難しい課題でしたが、汎用プログラムの流通促進のための、「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー」は、楽しい事業でした。

私がSOFTICに参った当時、ソフトウェア表彰制度が世の中にいくつかあり、また、「大型機中心の汎用プログラムからパソコン用の小規模プログラムに変わってきたことなどから、そろそろやめる事を考えても良いのでは」などの声もあがったりしておりました。私もそのように理解していたのですが、応募作品を見ている中、それはもったいないという気持ちになりました。大型汎用機→専用機→パソコン、業務→個人とハード、利用範囲の変

遷と共に応募プログラムが変わり、最近では、<エンターテインメントとビジネス>や、<コンテンツとプログラム>の区別がなくなってきており、コンテンツクリエイトで苦勞して素晴らしい表現にしたもの、コンテンツ、ソフト合わせて新しいアイデアを出したもの、あるいはハードを含めて安価で効率的システムを実現するなど、コンピュータの進化状況を如実に写し出しているのです。その時に最も売れているものではなく、先の方向性を見せてくれる物が選定され、表彰されていたのが特徴だったと思います。

我が国のソフトが、世界的には遅れをとっていること、残念でならないのですが、利用者への表現が重要になってきた昨今、動画や、ゲームソフトにおける我が国の先進性からすると、コンテンツとの組み合わせで、言語に無関係に広範囲な人々に使われるような先進的なソフトができてくるに違いないと思います。

IPV 4 → V 6 は、バスケットボールと太陽ほどの量的違いがあるとか。その大量IDを使って情報が行き交い、センサーと合わせて、更に老若男女誰でもが使う事になるのだと思います。そのときの「オブザイヤー」はどんなものになっているのだろうか？と想像します。

「オブザイヤー」がわが国ソフトの成長を促進していると言うと大げさかもしれませんが、ソフトウェアの権利保護と共に、高度化、流通促進事業を進めるSOFTICの益々の発展を期待しています。

### ◀ SOFTICホームページ新 ▶

当財団のホームページを全面的にあらためました。

アドレスは従来どおりです。まだ、内容が充分でないページや完成していないページがありますが、今後、早急にその整備を図ってまいります。

なお、個別ページに直接リンクを張られている場合には、リンク切れが生じますので、恐縮ですが再リンクをお願い申し上げます。

Web Site <http://www.softic.or.jp/>

### SOFTIC賛助会員へのおさそい

当財団では、幅広く各層からご支援をいただき、諸事業の展開を図っておりますが、今後より一層の拡充、強化するため、賛助会員を募集しております。

お知り合いの法人・個人の方々をぜひおさそい下さい。

資料請求は事務局まで

SOFTiC NEWS 2002年1月 (No.31)  
発行 財団法人ソフトウェア情報センター  
SOFTWARE INFORMATION CENTER (SOFTiC)  
発行人 則近 憲佑  
問い合わせ先 事務局 上金、島崎  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル  
TEL (03) 3437-3071 FAX (03) 3437-3398  
Web Site <http://www.softic.or.jp/> E-mail : [staff@softic.or.jp](mailto:staff@softic.or.jp)